

方針 7 大通公園の環境を守る

7-1 大通公園に十分な日照と空の広がり確保し、通りとしての連続性に配慮した建築形態とする

地上

まちづくりガイドライン

- ① 大通に面する建物はストリートウォールを形成し、その高さは 20 ～ 60m とする

大通公園は、札幌のシンボルとなるオープンスペースです。沿道の建物の高さがほぼ揃っており、街並みの壁面（ストリートウォール）を形成しています。このストリートウォールの高さが、通りの幅に対しておよそ 1/3 のスケールにおさまっていることから、空の広がりを感じさせる大通公園の特徴をつくりだしています。これらのことから通りに面した部分の建物の高さは、現在の沿道の建物のスケールや、将来的な土地利用の高度化のニーズなどを踏まえ、20 ～ 60m の範囲とする事が求められます。

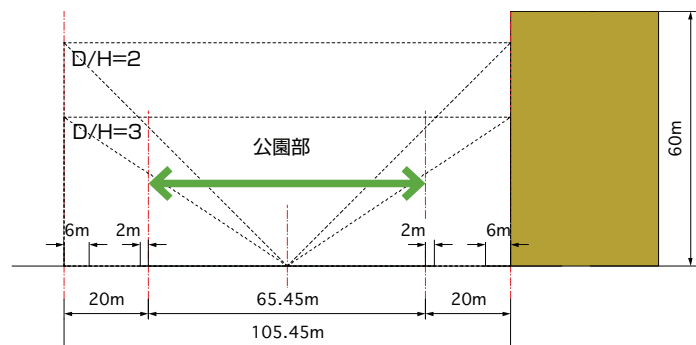


空の広がりを感じさせる
大通公園



比較的に壁面のそろった
大通の街並み

D/H=2 ～ 3 が視覚的広がりを感じさせる
(D：街路幅員、H：沿道の建物高さ)

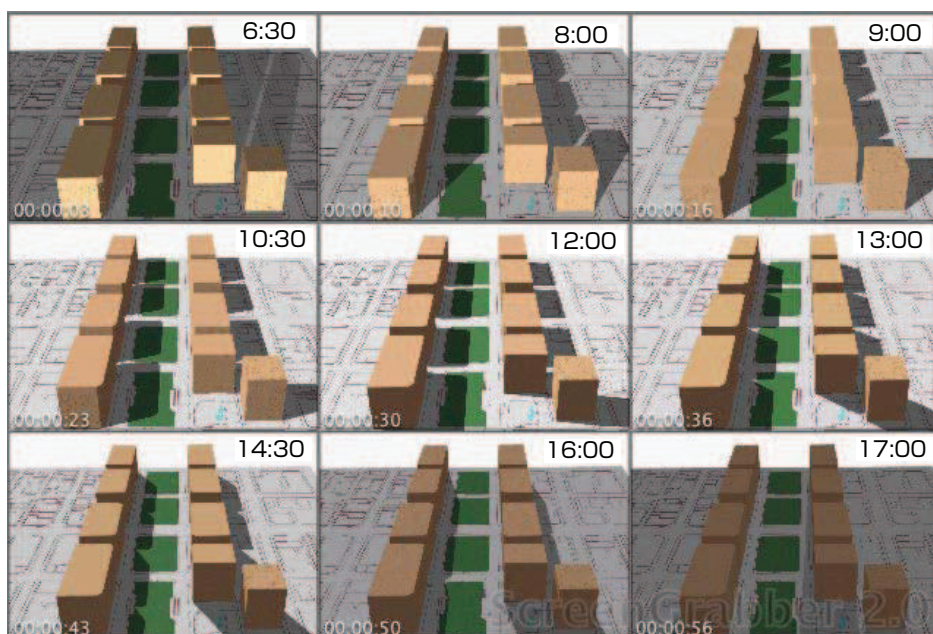


- ② 積極的に広場や通路を設ける場合を除き、ストリートウォール部分は敷地幅の2/3以上とし、隣地建物との間に隙間を作らない

ストリートウォールの連続性を保つためには、ストリートウォール部分は敷地幅の2/3以上ある事が求められます。また、隣地建物との間に隙間を作らない事も求められます。ただし、積極的に広場や通り抜けの通路を設ける場合は、この限りではありません。

- ③ 建物高さが60mを超える部分は、大通公園から見た時に圧迫感を感じさせないようにストリートウォールからセットバックする

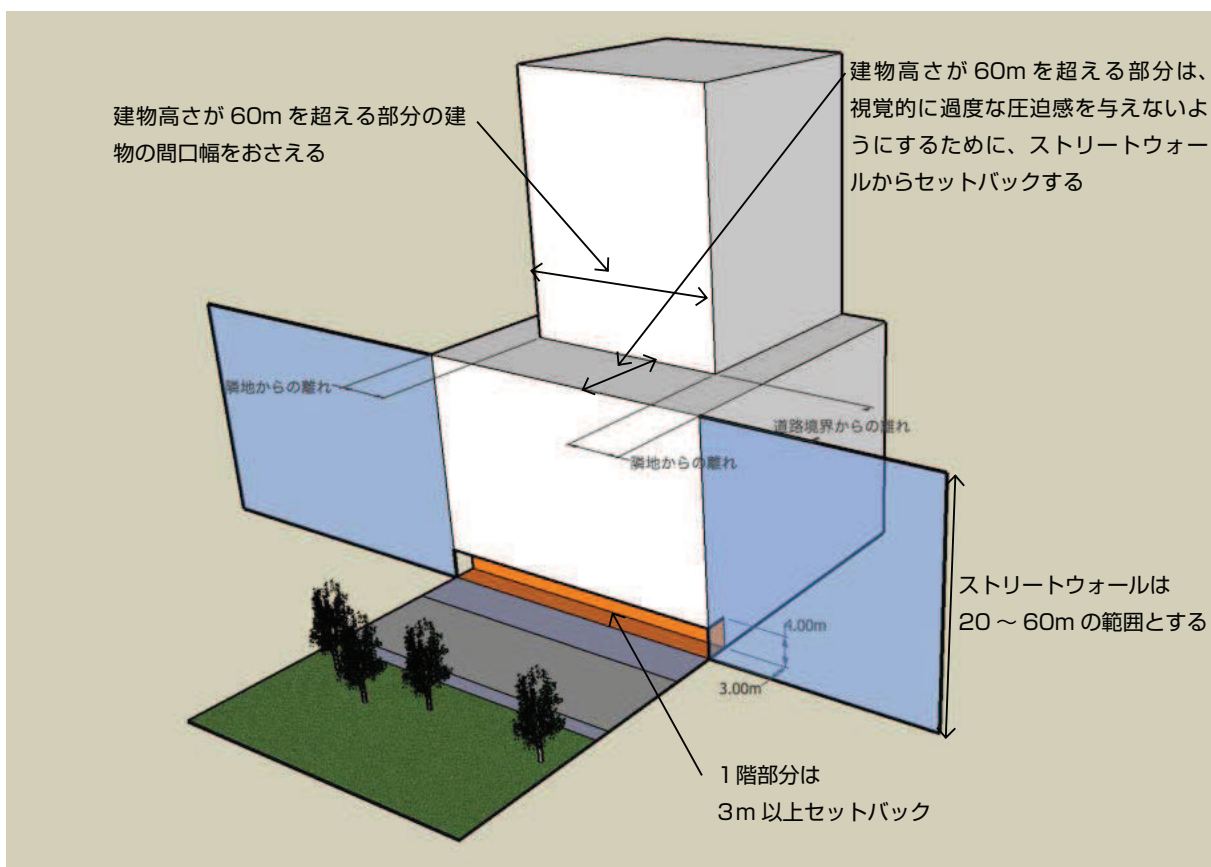
建物高さが60mを超えて建てる場合は、大通公園への日照を一定程度確保するとともに、公園で憩う人々に対して視覚的に過度な圧迫感を与えないようにするために、ストリートウォールからセットバックする事が求められます。



建物高さを60mにした場合の影の軌跡（春秋分時）
60mを超える建物の場合では、正午で公園のおよそ半分以上が影になる

④ 建物高さが60mを超える部分の間口幅をおさえ、高層部の街並みに適度な隙間を与えるようにする

大通公園で憩う人々に対して視覚的に圧迫感を軽減し、公園への日照を確保するためにも、建物高さが60mを超える部分の建物の間口幅をおさえ、高層部の街並みに適度な隙間を与える事が求められます。



都市景観形成基準（札幌市都市景観条例第13条に基づく）

- ①（外壁の色彩は）公園や周辺の建築物等との調和を図る
- ②（外壁の色彩は）あたたかみのあるものとし、派手な色彩を大面積で使用しないようにする
- ③（外壁の材質は）汚れにくいものや変色しにくいものなど、美観を保持しやすい材質を使用する。
- ④（外壁の材質は）道路から見える側面も、正面と同様の仕上げとする。
- ⑤ シャッターを配置する場合には、ショーウィンドーの内側に設置するか、又はグリルシャッターを使用するよう努める

方針 8 沿道と大通公園の結びつきを強める

8-1 公園における様々な活動をより豊かにするための機能を沿道に設ける

地上

まちづくりガイドライン

該当するガイドライン無し

都市景観形成基準（札幌市都市景観条例第13条に基づく）

- ① 1階部分には、ショーウィンドー・カフェテラス・レストラン等のサービス施設を配置するなど、歩行者に快適さを与えるよう努めるとともに、休日や夜間の景観にも配慮する
- ② 車の出入口は、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しない

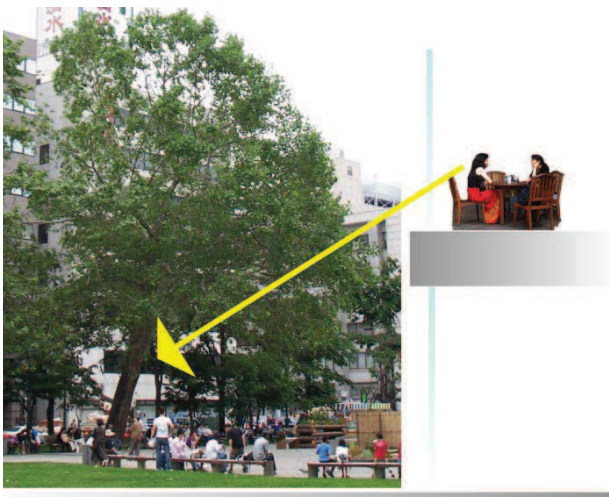
8-2 公園への眺望を活かした機能や空間を沿道に設ける

地上

まちづくりガイドライン

- ① 大通公園に面する建物部分では、大通公園への眺望を活かしたしつらえとするよう努める

大通公園に面する建物部分では2階などの上部にも、カフェや待ち合いスペースなど、公園の緑や憩う人々の眺めを楽しみながら時間をすごせる場所を設ける事が求められます。



建物の2階などから公園の緑や憩う人々の眺めを楽しみながら時間をすごせる場所を設ける



店舗の2階に設けられた通りを見下ろせる滞留スペース（札幌駅南口）

都市景観形成基準（札幌市都市景観条例第13条に基づく）

該当基準無し

8-3 公園に対応するオープンスペースや緑を沿道に広げる

地上

まちづくりガイドライン

該当するガイドライン無し

都市景観形成基準（札幌市都市景観条例第13条に基づく）

- ① 道路に面したオープンスペースは、植栽を施すとともに、開放的なつくりとなるよう努める
- ② フェンスや石垣等の外柵類は、道路境界から後退させるとともに、その後退部分は、緑化に努める

都市景観形成方針・基準

札幌市都市景観条例第13条に基づき、次のとおり都市景観形成方針・基準を定めます。

都市景観形成方針

札幌駅前通北街区地区は、本市の玄関口であるJR札幌駅に接する都心部のメインストリートであり、“国際都市さっぽろ”を代表するにふさわしい、快適でにぎわいのある街並みの形成を図るため、次の基本目標を定める。

- 1 文化・芸術のかおり高い、洗練された街並み
- 2 四季の彩りにあふれた、ゆとりのある街並み
- 3 都市形成の歴史性を活かした、風格のある街並み
- 4 市民の創意と工夫に満ちた、魅力的な街並み

都市景観形成基準

建築物	位置	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の圧迫感を軽減し、緑化修景を図るため、道路境界と建築物の壁面との間に空地を設け、ゆとりのあるオープンスペースを確保することを原則とする。 2 隣接する建築物の配置に合わせるなど、空地や空間が連続するよう配慮する。 3 敷地内では、歩行者と車が交差しないよう、動線の分離を図る。 4 隣り合う建築物との間に狭い空間（すき間）が生じた場合には、そで壁等で目かくしを行うなど、すき間が目立たないよう工夫する。
	規模	<ol style="list-style-type: none"> 1 小規模な敷地に計画する建築物は、隣接する建築物等との共同化を図り、敷地の有効利用に努める。
	形態	<ol style="list-style-type: none"> 1 低層階にはショーウィンドー・カフェテラス等のサービス施設を設け、休日や夜間でも歩行者が楽しさとうるおいを感じられる魅力的な街並みをつくるよう努める。 2 キャラリーなどの展示施設は低層階に設け、文化・芸術などに歩行者がふれられるよう努める。 3 駅前通に面した低層階の外部建具類は、街並みに開放感とうるおいを与えるよう、色彩・デザイン等に配慮する。特にシャッターは、グリルシャッターを使用するよう努める。 4 角地に建設する建築物は、街のランドマークとなるよう配慮する。 5 車の出入口は、やむを得ない場合を除き、駅前通に面して設置しない。
	外壁の色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 落ち着いた色調とし、周辺の建築物等との調和を図る。 2 オープンスペースに面した壁・柱等や道路から直接見える壁面などは、景観に配慮した色彩とする。
	塔屋上設備等	<ol style="list-style-type: none"> 1 塔屋・屋上設備等は、原則として道路から直接見えない位置に配置する。 2 道路から見える位置にやむを得ず配置する屋上設備や外部に露出する付帯設備等は、壁面と調和した色彩や目かくし等を施し、目立たないよう努める。
	附属建築物等	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物に附属する倉庫・電気室・ごみ集積場等は、建築物本体との一体化を図り、位置・形態・色彩などを工夫し、緑化修景に配慮する。また、ごみ集積場は、防災及び衛生上、環境を損なわないよう特に配慮する。
建築物・屋外広告物以外の工作物	外構	<ol style="list-style-type: none"> 1 オープンスペースは、歩道と一体的に利用できる形態となるよう努めるとともに、隣接する空地との連続化を図り、開放的なつくりとする。 2 敷地内には植栽や花壇等を設け、緑化に努める。特に道路側の敷地やオープンスペースは、緑化修景に配慮し、建築物との調和を図る。 3 フェンス等の工作物は、道路境界から後退させるとともに、景観の向上に寄与するよう、その位置・形態・色彩等に配慮する。
	駐車場	<ol style="list-style-type: none"> 1 車の出入口は、歩行者の安全に配慮するとともに、やむを得ない場合を除き、駅前通に面して設置しない。 2 敷地内には、荷物の搬出入用の空地等を設けるよう配慮する。 3 立体駐車場は、周辺の景観に調和した形態とし、その位置や色彩等は、建築物の基準に準じるものとする。また、パーキングマーク等の表示広告は、規模・色彩・デザイン等に十分配慮する。 4 屋外及び立体駐車場は、その周囲の緑化修景に努める。
	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動販売機類は、駅前通に面して設置しないよう努める。
	共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物と一体的にデザインする。 2 良好な景観を損なわないよう、位置・規模・形態等に十分配慮する。 3 建築物と調和した色調とする。 4 集約し、必要最小限の数・面積になるよう努める。
屋外広告物	屋上広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物とのバランスがとれた規模とする。 2 支柱など、下地となる骨組みは、道路から見えないよう工夫する。ただし、デザイン的な要素をもつものを除く。
	壁面広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物との調和を図り、景観の向上に寄与する規模・形態・デザインとする。 2 広告やポスター等は、窓面に掲出しない。ただし、ショーウィンドーや掲示スペースとして計画的に確保されているものなどで、良好な景観を損なわないものを除く。
	突出広告物地上広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 デザイン等に配慮し、集合広告にするなど、敷地内にまとめて表示するよう努める。 2 突出広告物は、原則として道路に突出しない。 3 地上広告物は、空間の開放性や連続性を妨げないよう配置するとともに、色彩やデザイン等にも配慮する。
その他	夜間景観	<ol style="list-style-type: none"> 1 四季折々の夜間景観を演出するよう努める。
	仮設物等	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮囲い等の工所用仮設物や仮設建築物などは、歩行者の安全を考慮するとともに、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。

都市景観形成方針・基準

札幌市都市景観条例第13条に基づき、次のとおり都市景観形成方針・基準を定めます。

都市景観形成方針

大通地区は、みどり豊かな都心のオアシス空間であり、その景観を市民共有の貴重な財産として次世代に継承するとともに、“国際都市さっぽろ”を代表するにふさわしい、風格とうるおいのある街並みの形成を図るため、次の基本目標を定める。

- 1 みどりにあふれた、連続性のある街並み
- 2 四季の彩りを活かした、美しい街並み
- 3 都市形成の歴史と遺産を活かした、文化性豊かな街並み
- 4 市民に親しまれる、開放的でにぎわいのある街並み

都市景観形成基準

建築物	位置	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の壁面は、道路境界から後退させるとともに、その後退部分には、歩道と一体感をもったデザインや緑化等を行うことにより、憩いとうるおいのあるオープンスペースを確保するよう努める。 2 壁面後退は、低層部分では3メートル以上とするよう努めるとともに、1階部分のみ後退させる場合の軒高は、3メートル以上とする。
	規模	<ol style="list-style-type: none"> 1 小規模な敷地に計画する建築物は、隣接する建築物等との共同化を図るよう努める。
	形態	<ol style="list-style-type: none"> 1 1階部分には、ショーウィンドー・カフェテラス・レストラン等のサービス施設を配置するなど、歩行者に快適さを与えるよう努めるとともに、休日や夜間の景観にも配慮する。 2 シャッターを配置する場合には、ショーウィンドーの内側に設置するか、又はグリルシャッターを使用するよう努める。 3 車の出入口は、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しない。
	外壁の色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園や周辺の建築物等との調和を図る。 2 あたたかみのあるものとし、派手な色彩を大面積で使用しないようにする。
	外壁の材質	<ol style="list-style-type: none"> 1 汚れにくいものや変色しにくいものなど、美観を保持しやすい材質を使用する。 2 道路から見える側面も、正面と同様の仕上げとする。
	塔屋 屋上設備等	<ol style="list-style-type: none"> 1 塔屋・屋上設備等は、道路から見えない位置に配置するよう努める。 2 道路から見える位置に配置された屋上設備等は、壁面と調和したルーバー等で目かくしをする。
	建築物・ 屋外広告物 以外の工作物	外構
駐車場		<ol style="list-style-type: none"> 1 屋外駐車場は、道路側に植栽するなど、景観に配慮する。 2 車の出入口は、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しない。
その他		<ol style="list-style-type: none"> 1 自動販売機類は、公園に面して設置しないよう努める。
屋外広告物	共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として、ビル名称を表示するものなど、自家用に供するもののみとし、位置・規模・色彩等は、建築物全体のデザインと調和するよう配慮する。 2 発光を伴うものは、動光等の変化をしないものとする。 3 色彩は、多色やけばけばしいものを使用しない。
	屋上広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として、建築物1棟につき1か所とする。 2 建築物と比べて極端に大きくならないよう、建築物との調和に十分配慮する。
	壁面広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要最小限の数・面積とし、建築物の形態や外壁の色彩等と調和のとれたものとする。 2 窓面広告物は、ショーウィンドー内を除き、原則として表示しない。
	突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内にまとめて共同表示するよう努める。 2 文字等の色彩は、派手なものを使用せず、単調となる色を統一するよう努める。